

第百八回国会 地方行政委員会 議 録 第 三 号

昭和六十二年五月十四日(木曜日)

午前十時十五分開議

出席委員

委員長 石橋 一弥君

理事 片岡 清一君 理事 亀井 静香君
理事 熊谷 弘君 理事 西田 司君
理事 野呂 昭彦君 理事 安田 修三君
理事 草野 威君 理事 岡田 正勝君
理事 石渡 照久君 理事 魚住 汎英君
理事 岡島 正之君 理事 金子 一義君
理事 北村 直人君 理事 鈴木 恒夫君
理事 渡海紀三朗君 理事 友納 武人君
理事 中山 利生君 理事 加藤 万吉君
理事 左近 正男君 理事 佐藤 敬治君
理事 山下八洲夫君 理事 小谷 輝二君
理事 経塚 幸夫君

出席國務大臣

自治大臣 葉梨 信行君

出席府政委員

警察庁長官官房 新田 勇君
自治大臣官房長 持永 堯民君
自治省行政局公 柳 克樹君
務員部長

委員外の出席者

地方行政委員会 島村 幸雄君
調査室長

委員の異動

三月二十五日

辞任 補欠選任
佐藤 敬治君 馬場 昇君

同日

辞任 補欠選任
馬場 昇君 佐藤 敬治君

第一類第二号

地方行政委員会議録第三号 昭和六十二年五月十四日

四月十四日

辞任 左近 正男君

補欠選任 井上 普方君

同月十五日

辞任 井上 普方君

補欠選任 左近 正男君

五月七日

辞任 宮地 正介君

補欠選任 柴田 弘君

四月七日

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)
は内閣修正された。

三月二十七日

地方自治の拡充に関する請願(稲葉誠一君紹介)(第二二九六号)

四月三日

地方自治の拡充に関する請願(菅直人君紹介)(第二三五三三号)

同月十六日

医療法人に係る課税特例措置の存続に関する請願(小沢貞孝君紹介)(第一七九〇号)

五月六日

医療法人に係る課税特例措置の存続に関する請願(井出正一君紹介)(第二五七三三号)

同(小坂善太郎君紹介)(第二五七四号)

同(中島衛君紹介)(第二五七五号)

同(宮下創平君紹介)(第二五七六号)

同(若林正俊君紹介)(第二五七七号)

は本委員会に付託された。

五月二日

ボーリング場の娯楽施設利用税の撤廃に関する請願(第七〇号)は、「森山欽司君紹介」を「北川

石松君外一名紹介」に訂正された。

四月八日

地方公共団体の財政力格差是正等に関する陳情書(長崎県平戸市岩の上町一五〇八の三平戸市議会内寺山民蔵)(第七二二号)

警察官の増員に関する陳情書(徳島市万代町一の二徳島県議会内西条晃正)(第七三三三号)

警察体制の充実強化と警察装備の科学化、近代化の推進に関する陳情書(東京都千代田区丸の内三の五の一東京都議会内若松貞一外九名)(第七四四号)

米艦船寄港警備等に伴う財源措置に関する陳情書(長崎市江戸町二の一三長崎県議会内古藤恒彦)(第七五五号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

昭和六十二年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案(内閣提出第七六号)

○石橋委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、昭和六十二年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。葉梨自治大臣。

昭和六十二年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○葉梨國務大臣 ただいま議題となりました昭和

六十二年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

この法律案は、地方公務員等共済組合法に基づいて退職共済年金等につきまして、別途本国会において御審議をお願いしております児童扶養手当法等の一部を改正する法律案における厚生年金及び国民年金の改定措置に倣い、年金の額の改定の措置を講じようとするものであります。

その内容といたしましては、地方公務員等共済組合法に基づいて退職共済年金等につきまして、昭和六十年の消費者物価指数に対する昭和六十一年の消費者物価指数の比率を基準として、昭和六十二年四月分以後の年金の額を改定することとしております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○石橋委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時十七分散会

昭和六十二年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案

昭和六十二年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案

律

第一条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号、第三項において「共済法」と

いう。)による年金である給付については、昭和六十年の年平均の物価指数(総務庁において作成する全国消費者物価指数をいう。以下この項において同じ。)に対する昭和六十一年の年平均の物価指数の比率を基準として、昭和六十二年四月分以後の当該年金である給付の額を改定する。

2 前項の規定による年金である給付の額の改定の措置は、政令で定める。

3 前二項の規定により年金である給付の額の改定の措置が講じられたときは、共済法第七十四条の二の規定(他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。)の適用については、同条の規定による年金である給付の額の改定の措置が講じられたものとみなす。

(旧共済法による年金への準用)

第二条 前条第一項及び第二項の規定は、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号。次項において「昭和六十年改正法」という。)附則第九十五条第一項に規定する旧共済法による年金である給付について準用する。

2 前項の規定により年金の額の改定の措置が講じられたときは、昭和六十年改正法附則第九十五条の規定(他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。)の適用については、同条の規定による年金の額の改定の措置が講じられたものとみなす。

附則

この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

理由

地方公務員等共済組合法の年金の額について、厚生年金保険法による年金たる保険給付の額及び国民年金法による年金たる給付の額の改定に準じ、改定の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。